

## 令和2年度第1回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時 :

令和2年(2020年)7月17日(金) 午後1時30分から午後2時20分

### 2. 場 所 :

箕面市役所本館2階特別会議室

### 3. 出席者 :

#### 1) 箕面市都市景観審議会委員 (8名)

会長 加我 宏之 氏

委員 福田 知弘 氏

委員 横山 あおい氏

委員 垣内 寛子 氏

委員 吉川 孝二 氏

委員 松出 末生 氏

委員 若本 和仁 氏

委員 宮本 雅子 氏

#### 2) その他

市関係者 (3名)

事務局 (1名)

傍聴者 (0名)

### 4. 審議等の内容 :

事務局より、委員の過半数の出席(委員9名中8名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

#### **【案件1】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について(諮問) ～研究所～**

市より、研究所(彩都栗生北5丁目)の建築計画について説明を行った後、審議を行った。

#### **<【案件1】の質疑内容>**

会長：本案件は、山すそ景観保全地区における薬品の研究所の建築計画である。今回の審議の前に、都市景観アドバイザーへの相談等を行っており、まずは都市景観アドバイザーを兼任されている委員からその内容について説明をお願いしたい。

委員：都市景観アドバイザーとの相談内容や経過を説明する。今回の案件は製薬会社の研究所の新築計画である。建物デザインについては、企業イメージをつくりだすものとして捉えられており、当初の設計段階から建物外観や敷地の

見え方を注意深く思慮したものであった。また、従業員や来客など人が多く来訪する建物であることから、建物内部から見える景色を大切に快適な空間づくりが考えられており、結果的には、南面に窓を多く配置することで、表情のある建物デザインになっていると言える。

市街地からなど遠景からの見え方については、現行の高さ制限も効果的にはたっていることから、山の稜線を超える高さの建物でもなく、山なみ景観への影響も見られない。中近景からの見え方は、周囲にあるデータセンターの建物に隠れてしまう場合が多く、今回の建物が見える場所も少ないといえる。

当初から建物デザインや見え方を熟考した建築計画であったことは評価でき、相談においては、例えば道路の歩行者目線からの見え方や壁面の細やかな陰影や色の濃淡のバランスなど、景観的により良い部分をつくりだすようシミュレーション等を参考に確認を進めてきた。

会長：説明いただいた内容について、質問等はあるか。

委員：以前の案件で南側に窓を多く計画した場合に太陽光の反射が問題になることがないかとの意見があった。今回の建物はガラス面がフレームの外面から少し奥まったところにあるため、太陽光もさほど反射しないのではないと思われるが、どうか。

委員：お考えのとおり、建物はほぼ真南を向いており、太陽が南側にあるときは高度も高く、太陽光はベランダのような張り出し部分で遮られ、直接窓に当たることも少ないと思われる。また、太陽高度の低い季節に窓に太陽光が当たったとしてもすぐ南側にデータセンターの建物があるので、南側の住宅地エリアに影響を与えるようなことはないと思われる。

委員：建物の外観デザインについて、丸みのある山の稜線に対して、建物の輪郭が角張っている印象がある。

委員：立面図のような水平からの見え方では背景に丸みのある山や稜線などがあるため、建物ラインの角が目立ってしまうかもしれない。しかし、この建物の実際の見え方としては、山を背景とするような遠景からの見え方は少なく、間近からの見上げが多くなり、空が背景となることが多いといえる。空が背景のときは、建物の色彩がボリューム感や圧迫感を考える上で重要となるが、今回の計画では建物南面の輪郭部分のライン状の縁と、東西面の外壁は同じ白色になっていることから、背景の空に馴染んだ見え方となると言える。

委員：立面図に会社サインの絵があるが、サインはこの部分のみか。今後、建物の上部につくようなことがある場合、建物のデザインを阻害しないように、建物に調和したサインとすることが重要である。

市：会社サインは、立面図に示したもののみが計画されている。もし、今後、建物壁面に設置する計画がある場合は建物との調和を考慮する。

委員：計画図を見ると、敷地入り口付近の法面に点線が表記されているが何か。また、敷地の斜路を上ったところに地面がもり上がった部分があるが何か。

市：法面の点線は、地下のエスカレーターを表している。このエスカレーターは斜路の下部にあるゲート建物の地下から研究施設へとつながるものであり、地上には見えてこない計画である。

斜路を上がった部分のもり上がった部分は築山のように計画された芝生敷きと聞いている。

会長：その他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

【異議なし】

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

#### 【その他】橋本亭の再建について（報告）

市より、橋本亭の再建について報告した後、質疑応答を行った。

#### <【その他】橋本亭の再建についての質疑内容>

会長：橋本亭については、以前に都市景観形成建築物に指定されていたことから、建て替えを行うこととなり指定を解除するにあたって、この審議会でも議論した。そのときには、既存の窓ガラスなどを残しながら再建していくという計画であった。今回、再建が完了したとの報告であるが、何か意見などあるか。

【意見なし】

会長：その他案件について終了する。

以上